

「特定投資家制度」に関する「期限日」のお知らせ

平成19年9月30日施行の金融商品取引法（関連する信用金庫法等を含みます）では、新たに「特定投資家制度」が導入され、お客様は「特定投資家」と「特定投資家以外の顧客（一般投資家）」とに区分されます。（※）

お客様が「特定投資家」である場合には、「契約締結前の書面交付義務」などの金融商品取引法上の行為規制（当金庫側の行為についての規制）の一部が適用除外となります。

また、お客様からのお申出により契約の種類ごとに、「特定投資家」と「一般投資家」との間の移行が認められています。

「一般投資家」から「特定投資家」への移行の有効期限は原則として1年とされていますが、当金庫では、移行後最初に到来する8月31日（休日である場合を含みます）を「期限日」とさせていただきます。期限日の翌日以降は元の投資家区分に戻りますので、継続をご希望の場合には再度、移行のお手続きが必要となります。

「特定投資家」と「一般投資家」の区分

（※）金融商品取引法では、以下の4つの投資家区分が定められています。なお、一般投資家から特定投資家への移行につきましては、当金庫の審査の結果、お断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

	お客様	区分
①	適格機関投資家等（一定の金融機関、国、日本銀行等）のお客様	常に「特定投資家」に区分されます。（一般投資家への移行はできません。）
②	特殊法人・独立行政法人、上場会社、資本金5億円以上の株式会社等の法人のお客様	「特定投資家」に区分されますが、お客様のお申出により、「一般投資家」への移行が可能です。
③	上記①、②以外の法人等のお客様 一定の要件を満たす個人のお客様	「一般投資家」に区分されますが、お客様のお申出により、「特定投資家」への移行が可能です。
④	上記③以外の個人のお客様	常に「一般投資家」に区分されます。（特定投資家への移行はできません。）